

📌 今月のポイント

建設業の適切な社会保険④



建設業においては「適切な保険」に加入していないと現場入場ができないという状況です。しかしながら、事業所の形態等により、加入すべき保険が違います。自社が加入すべき保険について整理をしていきましょう。

医療保険について

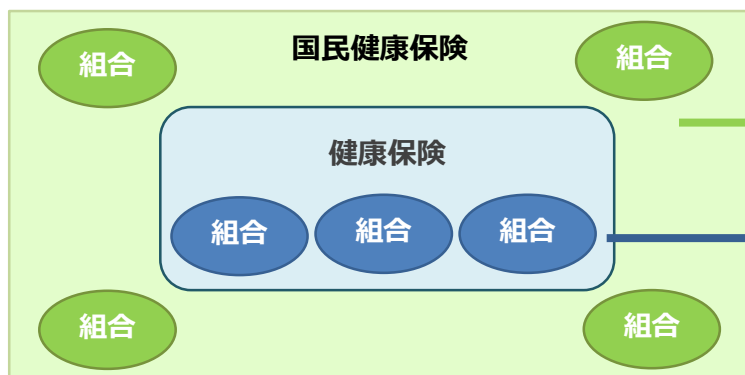
医療保険とは？

一般的に社会保険というと、広義の意味では労働保険（労災保険・雇用保険）を含めたものを社会保険と言いますが、法律上での社会保険とは、医療保険と年金保険のことを社会保険と呼びます。そして医療保険は大きく分けて国民健康保険と健康保険 2つの種類があり、それぞれ対象者、扶養の範囲、給付の範囲等が違います。

国民健康保険か健康保険は、自分で選べるわけではなく、各事業所の形態により、どの保険に入るかが決まります。

優先順位として、

1. 法人事業所もしくは、従業員が5人以上の個人事業所の従業員 ⇒ 健康保険へ加入
2. 一人親方、従業員が5人未満の個人事業所の従業員、個人事業主 ⇒ 国民健康保険へ加入



国民健康保険は、市区町村の「地域」、
国民健康保険組合は、「業種や職種」によります。

健康保険は、都道府県が組織する「協会けんぽ」と、
同業種で組織する「組合健保」があります。

◆例外として、建設国保等の国保組合に加入している方が、
法人成や法人事業所に雇用された場合、適用除外承認申請書
を出すことで国保組合を継続することができます。

健康保険の被保険者

事業所が、健康保険の適用事業となった場合でも、全員が加入というわけではありません。

適用事業で働く方で週の所定労働時間および所定労働日数は、常時雇用者の3/4以上の方が対象です。

一般的には、1週間の所定労働時間が40時間のケースが多いため、週の所定労働時間が30時間以上働く方が対象となります。（※）

国民健康保険の被保険者

国民健康保険は、他の医療保険（健康保険、後期高齢者医療制度等）に加入されていないすべての方が対象です。

（※）社会保険の適用拡大

【対象者が広がります】

週の所定労働時間が
20時間以上

月額賃金が
8.8万円以上

2ヶ月を超える
雇用の見込みがある

学生ではない



現在

従業員数
101人以上
の企業

2024年10月～

従業員数
51人以上
の企業

◆ 次回も、各保険について解説していきます！